

第3次塩竈市環境基本計画（次期計画）の策定について

1 策定の経緯

本市では、「塩竈市環境基本条例」に基づいて、2002（平成14）年10月に「塩竈市環境基本計画」、2015（平成27）年3月には「第2次塩竈市環境基本計画」を策定し、望ましい環境像として、「海とともに生き、自らの手で築く、シーサイド・エコシティ塩竈」を掲げ、その実現のために様々な施策を展開してきました。

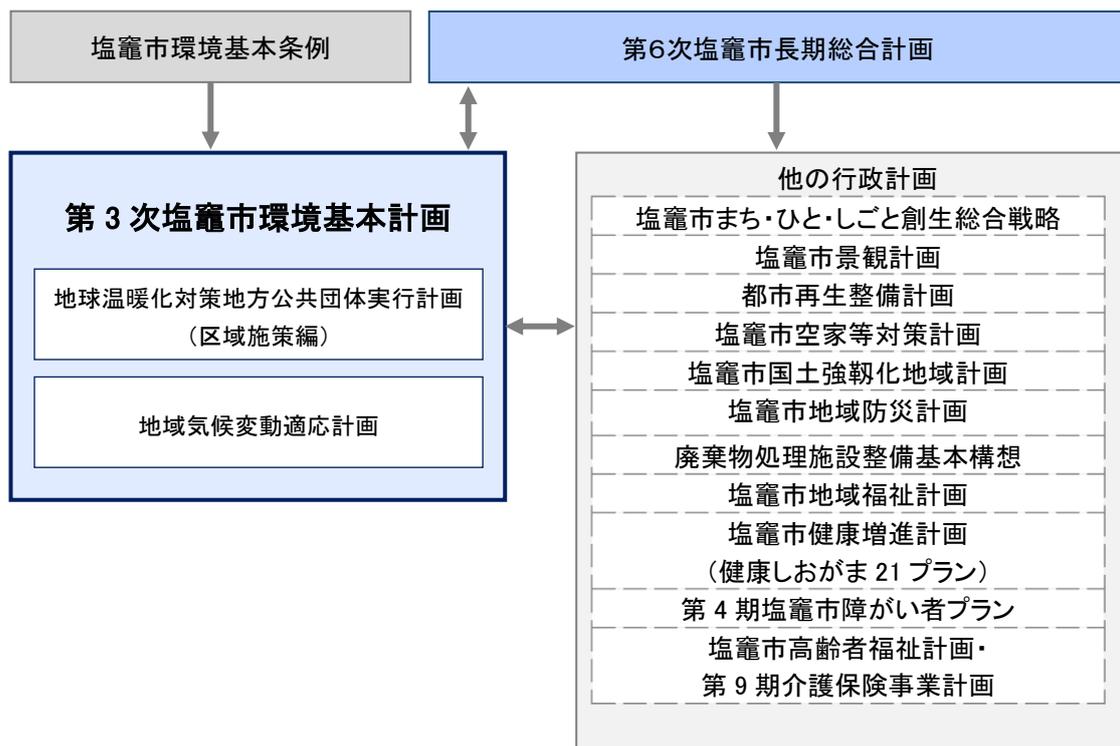
このたび、現計画策定から9年が経過し、計画期間が終了する時期を迎えたことを受け、近年の深刻化する地球温暖化や複雑化するさまざまな環境問題に対して、より効果的な対策を行うため、「第3次塩竈市環境基本計画」を策定するものです。

2 計画の位置づけ

本計画は、塩竈市環境基本条例第3条に掲げる基本理念に則り、同条例第8条に基づき策定するものです。

本市の環境行政の基本的な考え方を示すものであり、各種計画との連携・整合性を図りながら、市の上位計画である「第6次塩竈市長期総合計画」を環境の側面から推進します。また、地球温暖化対策の推進に関する法律に基づく、「塩竈市地球温暖化対策実行計画（区域施策編）」及び気候変動適応法に基づく「塩竈市気候変動適応計画」を内包します。

図1 塩竈市環境基本計画の位置づけ



3 計画の基本的事項

(1) 計画の対象期間

本計画の対象とする期間は、施策やプロジェクトの中長期的な目標が達成されるよう令和7年度から令和16年度までの10年間とします。

また、環境の保全と創造に向けた持続的な取組が計画・実施されるよう、必要に応じて計画の見直しを行うこととします。



(2) 計画の対象範囲

本計画の対象とする範囲は、条例第7条に規定されている基本方針を踏まえ、気候変動、自然環境、資源循環、生活・快適環境とし、加えてこれらに関連して行われる環境保全活動や環境教育など、市民・事業者の協働や参画に関するものとします。

表 1 計画の対象範囲

対象区分	具体的な対象
気候変動	地球温暖化 資源・エネルギー（鉱物資源、未利用資源、新エネルギー）
自然環境	海、干潟、森林、河川、湖沼、ため池、湿地動植物、生態系 農地、里山、身近な自然環境、自然景観
資源循環	廃棄物（一般廃棄物、産業廃棄物）
生活・快適環境	公害（大気汚染、水質汚濁、騒音、振動、悪臭、地盤沈下、土壌汚染） 有害化学物質 放射生物質 都市基盤（上・下水道、道路、公共交通） 快適空間（景観、公園、緑地、公共空間） 歴史・文化（歴史文化財、天然記念物、地場産業、文化施設）
協働と参画	市民参加、コミュニティ形成 環境教育、環境情報